

調査の概要

- 調査の目的
- 調査期日
- 調査の対象
- 調査の単位
- 調査の方法

平成 18 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業のもととなる集団情報を得ることを目的として実施する。

平成 18 年 10 月 1 日現在

調査日現在、国内に所在するすべての事業所を調査対象とする。

ただし、次の事業所は調査対象から除かれる。

- (1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A－農業」、「大分類 B－林業」及び「大分類 C－漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）
- (2) 日本標準産業分類の「中分類 83－その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類 94－外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

調査は、原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とする。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とする。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- (1) 収入を得て働く従業者がいないもの。
- (2) 休業中かつ従業者がいないもの。
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

(1) 甲調査

ア 総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－民営事業所

(2) 乙調査

- ア 国の事業所 総務大臣－府省等の長－調査事務所
- イ 都道府県の事業所 総務大臣－都道府県知事－調査事務所
- ウ 市町村の事業所 総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事務所